

鹿屋市つなぐ想い地場産品創出事業
事業者提案募集要領

1 趣旨

鹿屋市（以下、「市」という。）では、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング（以下、「CF」という。）により資金を調達し、事業者の所得向上や雇用の場の創出及びふるさと納税の寄附額増を目的に、事業者が本市内で取り組む、製品の生産向上や魅力アップに必要な事業に係る経費を支援します。

2 補助事業の概要

補助事業名	鹿屋市つなぐ想い地場産品創出事業	
補助率	補助対象経費の10分の10以内	
補助額	クラウドファンディングで集まった寄附額の10分の4を補助金として交付（上限1,000万円）	
補助対象経費	生産性や返礼品の魅力向上等に直接的につながる費用であって、以下に掲げる項目とします。	
	土地取得費 （測量費、造成費を含む）	事業実施に必要な、新たな土地の取得に要する経費
	施設整備費	事業実施に必要な、新たな施設や設備等の建設、取得又は改修に要する経費
	施設・設備の撤去に係る経費	事業実施に必要な、施設・設備の撤去に要する経費
	土地建物賃借料	事業実施に必要な土地や建物等の賃借料のうち、補助事業着手から完了までの期間（最大24月）に要する経費
	内装・装備・施工工事費	事業実施に必要な、既存の建物に対する内装の整備、設備の設置・取り付け、またはその他必要な施工工事に要する経費
	建物改築費	事業実施に必要な、既存の建物の構造や機能を大規模に変更する改築工事に要する経費
	その他市町が適切と認める経費	
ただし、以下の経費は補助対象外となります。 (1) 公租公課 (2) 消費税及び地方消費税		

	(3)官公署に支払う手数料等 (4)人件費 (5)飲食費 (6)交際費 (7)商品開発費（デザイン費含む） (8)返礼品等の費用に含まれる経費（原材料費や梱包資材費等） (9)その他市長が不適切と認める経費 【土地取得費を交付の対象とする要件】 (1)プロジェクト提案時点で具体的な候補地の選定が完了していること。 (2)新たな工場等の設置を伴う事業であること。 (3)既存工場等も含めて、全体の生産能力を向上させるもの等であること。 (4)土地取得の契約後3年以内に工場等の稼働を開始すること。 (5)新規雇用の創出、雇用者数の増加につながること。
交付方法	原則、精算払い

3 応募方法

(1)応募資格

- ①鹿屋市内で事業所を開設又は開設予定の法人又は個人
- ②提案事業を自ら実施する者
- ③市内に立地し、地場産品（平成31年総務省告示第179号に該当する返礼品）の生産、製造、付加価値を伴う加工等を行っている又は行う予定である者
- ④鹿屋市暴力団排除条例（平成24年6月28日条例第19号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でない者
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる事項のいずれにも該当しない者
- ⑥会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしていない者
- ⑦鹿屋市税又は鹿屋市税の納税義務者でない場合は国税の滞納がない（納税猶予等の措置を受けている場合を除く）者
- ⑧この要項の配布時から審査結果の通知までに、市から入札参加資格停止等の措置を受けていない者

(2)応募及び事業審査スケジュール

応募及び事業審査スケジュールは以下のとおりです。

ただし、各実施日は、都合により変更になることがあります。

項目	スケジュール
応募受付開始	令和7年10月14日（火）

予備審査	令和7年11月7日（金）
応募書類提出期限	令和7年11月14日（金）午後5時まで
提案事業の内容確認	適宜 ※提出後、必要に応じて事務局から質問を行います。質問があった日から起算して、1週間以内に回答してください。
審査会	令和7年11月中旬～下旬

（３）予備審査

提案する返礼品が、国が定める「地場産品基準」等を満たしているか。返礼品の内容が事業規模に見合った適正なものであるかなど、応募書類の提出前に予備審査が必要となります。

（４）予備審査についての連絡先

鹿屋市農林商工部ふるさとPR課

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号 本庁舎2階

電話：0994-45-6950

Email：f-nouzei@city.kanoya.lg.jp

（５）応募書類

以下の書類をファイリングしたもの（正本1部、副本5部）を期限までに提出してください。

- ①【様式1】企画提案応募書
- ②【様式2】企画提案書
- ③【様式3】収支計画書
- ④【様式4】誓約書
- ⑤【任意様式】提案内容に関する補足資料
- ⑥【任意様式】提案事業者の過去の事業実績
- ⑦概算見積書
- ⑧直近3期分の決算書（設立後決算期3期末満の場合は可能な限りで可）
※貸借対照表、損益計算書を提出してください。
- ⑨滞納のない証明書（鹿屋市税の納税義務者）
※市役所税務課窓口で請求してください。
納税証明書（鹿屋市税の納税義務者でない場合）
※所管税務署で御請求ください。

※記入漏れ・誤記・表現の誤り等があった場合でも、提出された書類で審査しますので、提出前に誤りがないか必ずご確認いただく等、十分に注意して作成してください。

※提出期限が過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付いたしません。

(6) 応募書類に関する留意事項

① 共通事項について

- ・ 日本工業規格 A 4 用紙を使用してください。
- ・ 企画提案書（添付資料は除く）は、4 ページ以内で提出してください。
- ・ 紙媒体により正本 1 部、副本 5 部作成してください。
- ・ 使用言語は、日本語で、簡潔かつ明瞭に記述してください。
- ・ 企画提案内容によっては、補足説明等を求めることがあります。

② 収支計画書について

収支計画書【様式 3】の事業実施に係る経費は、提案事業実施に直接必要な経費であり、具体的には【補助対象経費】の経費項目に従って記入してください。

(7) 応募書類提出先

鹿屋市農林商工部ふるさと P R 課

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番 1 号 本庁舎 2 階

電話：0994-45-6950

Email：f-nouzei@city.kanoya.lg.jp

4 選定方法

(1) 審査方法および審査基準

提案の審査は、選定委員会が行います。審査は、提案の内容等を下記の審査項目毎に審査します。

【各事業分野の審査項目】

大項目	配点
I 提案者について	10
II 提案内容について	60
III 提案内容の実現性	10
iv 事業費の妥当性	20
合計	100

※上記の審査項目および配点は、変更となる場合があります。

(2) 提案事業の採択

- ・ 選定委員による審査得点の平均が 60 点以上の事業を採択するものとします。
- ・ 委員の 2 名以上が、各大項目のいずれかを 0 点と評価した場合は、採択しません。
- ・ 新たに施設を整備する場合に、その立地場所が未確定等の理由により、事業実施の実現性がないと判断した場合は、採択しないことがあります。

※審査結果に関する質問や異議は一切受け付けいたしません。

(3) 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②審査の公平性を害する行為があった場合
- ③企画提案にあたり著しく審議に反する行為等があった場合
- ④募集要領に記載する事項に違反した場合
- ⑤その他事業者として適当でないと市長が認める場合

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に書面で通知します。

5 選定後の流れ

選定後のスケジュールは以下のとおりです。

ただし、各実施日は、都合により変更になることがあります。

項目	スケジュール
審査結果の通知	令和7年11月中
C F 受付開始	令和7年11月中
C F 受付終了	C F が目標額に到達した日 もしくは、寄附受付開始から3か月のうち早い方（ただし、寄附の状況によっては受付を延長する場合あり。）
補助金交付申請手続き開始	適宜
補助金交付決定	
事業着手	
事業完了	
完了検査	
補助金交付	

6 その他

- ・企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とします。
- ・提出された応募書類はいかなる場合でも返却いたしません。
- ・採択された企画提案内容に関して、事業者と採択後にC F の実施内容等の詳細について協議させていただきます。その協議の結果、C F の実施内容・寄附目標額・実施期間等について変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。
- ・補助金決定額を超える事業経費は事業者負担となりますのでご注意ください。
- ・整備計画期間が、複数年度にまたがる場合は、事前に相談してください。
- ・事業者は、いかなる事情があっても、事業開始から5年間は提案事業を継続することが条件となります。

・事業の履行が見込めない場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全額もしくは一部を返還していただきます。補助金が交付されていない場合には、事業の進捗を問わず交付しません。

7 問い合わせ先

選定委員会事務局

鹿屋市農林商工部ふるさとPR課

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号 本庁舎2階

電話：0994-45-6950

Email：f-nouzei@city.kanoya.lg.jp